

～航空局からのお知らせ～

★【再周知】パラリンピック開催に伴う飛行制限区域の設定等について

前号のメールマガジンでもお知らせしております、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う飛行制限区域の設定等について再周知させていただきます。

令和3年8月24日（火）から同年9月5日（日）まで、パラリンピック開催に伴う飛行制限区域の設定等が行われます。

今一度、飛行制限区域の設定の主旨（航空機によるテロ防止対策の一環）をご理解いただき、改めてAIP SUP NR091/21 及び NR092/21 の内容及び飛行制限区域の最新の期間についてのNOTAM（RJJJ）を確認していただくよう、お願いいたします。

なお、飛行制限区域の周辺を飛行する場合にあっては、以下の留意事項について参考にしていただけますと幸いです。

○予め地上物標等から飛行制限区域の範囲を正確に把握するとともに、当日の気象情報などを考慮し、当該区域から十分に離れた飛行予定経路を選定すること。

○地上物標等から当該区域の範囲や自機位置を常に正確に把握し、飛行制限区域に誤って入らないよう最善の注意を払うこと。

○監視区域を飛行中は、TCA など航空管制機関等又はDCの周波数（123.1MHz）を積極的に聴取すること。

関連情報は、以下のURL（国土交通省ホームページ）からご確認ください。

○前号メールマガジン（第48号：令和3年7月16日配信情報）

<https://www.mlit.go.jp/common/001415541.pdf>

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う飛行制限区域の設定について

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000043.html

国土交通省 航空局 安全部運航安全課

MAIL : hqt-kogataki@mlit.go.jp

TEL : 03-5253-8111（内線 50135、50136）

小型機安全担当